

新旧対照表

○千葉県建築士法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第二号）

改正後	改正前
<p>千葉県建築士法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 試験（第二条—第六条の九）</p> <p>第三章 免許（第七条—第十六条の十四）</p> <p>第四章 建築士事務所（第十七条—第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）、建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 試験</p> <p>（二級建築士試験）</p> <p>第二条 二級建築士試験（以下「二級試験」という。）は、二級学科（建築計画（建築設備の概要を含む。）、建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）、建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）及び建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令をいう。）をいう。以下同じ。）及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。</p> <p>2 二級試験の設計製図については、二級学科について合格した者に限り、受験することができる。</p> <p>3 二級学科について合格した者（他の都道府県知事が行った二級試験の二級学科については合格した者を含む。）については、その申請により二級学科の試験に合格した二級試験（以下この項において「二級学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の二級試験のうち二回（二級学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の二級試験を受けるときに限り、二級学科の受験を免除する。</p>	<p>千葉県建築士法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 試験（第二条—第六条の九）</p> <p>第三章 免許（第七条—第十六条の十四）</p> <p>第四章 建築士事務所（第十七条—第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）、建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二章 試験</p> <p>（二級建築士試験）</p> <p>第二条 二級建築士試験（以下「二級試験」という。）は、二級学科（建築計画（建築設備の概要を含む。）、建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）、建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）及び建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令をいう。）をいう。以下同じ。）及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。</p> <p>2 二級試験の設計製図については、二級学科について合格した者に限り、受験することができる。</p> <p>3 二級学科について合格した者（他の都道府県知事が行った二級試験の二級学科については合格した者を含む。）については、その申請により二級学科について合格した二級試験に引き続いて行われる次の二回の二級試験を受けるときに限り、二級学科の受験を免除する。</p>

- 4 前項に規定する申請は、二級建築士試験受験申込書に二級学科について合格したことを証する書面を添付して行わなければならない。
- 5 二級試験の期日、場所その他二級試験の実施に関して必要な事項は、知事があらかじめ、県報により公示する。

(木造建築士試験)

第二条の二 木造建築士試験（以下「木造試験」という。）は、木造学科（建築計画（建築設備の概要を含む。）、建築構造（建築材料を含む。）、建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）及び建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令をいう。）をいう。以下同じ。）及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

- 2 木造試験の設計製図については、木造学科について合格した者に限り、受験することができる。
- 3 木造学科について合格した者（他の都道府県知事が行った木造試験の木造学科について合格した者を含む。）については、その申請により木造学科の試験に合格した木造試験（以下この項において「木造学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の木造試験のうち二回（木造学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）の木造試験を受けるときに限り、木造学科の受験を免除する。
- 4 前項に規定する申請は、木造建築士試験受験申込書に木造学科について合格したことを証する書面を添付して行わなければならない。
- 5 木造試験の期日、場所その他木造試験の実施に関して必要な事項は、知事があらかじめ、県報により公示する。

(受験手続)

第三条 二級試験又は木造試験（法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級試験及び木造試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、二級建築士試験受験申込書又は木造建築士試験受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 次のいずれかに掲げる書類

イ 法第十五条第一号に該当する者にあつては、同号に定める学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類（その証明書を得られない正当な事由があるときは、これに代

- 4 前項に規定する申請は、二級建築士試験受験申込書に二級学科について合格したことを証する書面を添付して行わなければならない。
- 5 二級試験の期日、場所その他二級試験の実施に関して必要な事項は、知事があらかじめ、県報により公示する。

(木造建築士試験)

第二条の二 木造建築士試験（以下「木造試験」という。）は、木造学科（建築計画（建築設備の概要を含む。）、建築構造（建築材料を含む。）、建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）及び建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令をいう。）をいう。以下同じ。）及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

- 2 木造試験の設計製図については、木造学科について合格した者に限り、受験することができる。
- 3 木造学科について合格した者（他の都道府県知事が行った木造試験の木造学科について合格した者を含む。）については、その申請により木造学科について合格した木造試験に引き続いて行われる次の二回の木造試験を受けるときに限り、木造学科の受験を免除する。

- 4 前項に規定する申請は、木造建築士試験受験申込書に木造学科について合格したことを証する書面を添付して行わなければならない。
- 5 木造試験の期日、場所その他木造試験の実施に関して必要な事項は、知事があらかじめ、県報により公示する。

(受験手続)

第三条 二級試験又は木造試験（法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級試験及び木造試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、二級建築士試験受験申込書又は木造建築士試験受験申込書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 次のいずれかに掲げる書類

イ 法第十五条第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に定める学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する書類（その証明書を得られない正当な事由があるとき

わる適当な書類)

ロ 法第十五条第二号に該当する者にあつては、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類

二 建築実務経歴書（別記第一号様式）

三 建築実務経歴証明書（別記第一号様式の二）

四 申請前六箇月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2 法第十五条第一号又は第二号に該当するもので、建築実務の経験を有しない者の受験申込みについては、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出を要しない。

3 法第十五条各号のいずれかに該当する者で、二級試験又は木造試験を過去において受験したものについては、その者の当該二級試験若しくは木造試験の受験票又は二級学科若しくは木造学科の合格通知書（他の都道府県知事が行つた二級試験若しくは木造試験に係る受験票又は二級学科若しくは木造学科の合格通知書を含む。）をもつて、第一項第一号から第三号までに規定する書類に代えることができる。

4 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級試験又は木造試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）は、二級建築士試験受験申込書又は木造建築士試験受験申込書に、第一項各号に掲げる書類（同項第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、指定試験機関の定める様式による書類。第六条の七第二項において同じ。）を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による受験の申込み等）

第三条の二 指定試験機関は、第二条第四項の申請及び第二条の二第四項の申請並びに前条第四項の規定により行う受験の申込み（以下「受験の申込み等」という。）については、これらの規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の受験申込者は、指定試験機関が定めるところにより、次に掲げる事項を電子計算機に入力して、受験の申込み等を行しなければならない。

きは、これに代わる適当な書類)

ロ 法第十五条第三号に該当する者にあつては、同条第一号又は第二号のいずれかと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類

二 建築実務経歴書（別記第一号様式）

三 建築実務経歴書に記載された建築実務の経歴を証する書類

四 申請前六箇月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2 法第十五条第一号又は第三号に該当するもので、建築実務の経験を有しない者の受験申込みについては、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出を要しない。

3 法第十五条各号のいずれかに該当する者で、二級試験又は木造試験を過去において受験したものについては、その者の当該二級試験若しくは木造試験の受験票又は二級学科若しくは木造学科の合格通知書（他の都道府県知事が行つた二級試験若しくは木造試験に係る受験票又は二級学科若しくは木造学科の合格通知書を含む。）をもつて、第一項第一号及び第二号に規定する書類に代えることができる。

4 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級試験又は木造試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）は、二級建築士試験受験申込書又は木造建築士試験受験申込書に、第一項各号に掲げる書類（同項第二号に掲げる書類にあつては、指定試験機関の定める様式による書類）を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による受験の申込み等）

第三条の二 指定試験機関は、第二条第四項の申請及び第二条の二第四項の申請並びに前条第四項の規定により行う受験の申込み（以下「受験の申込み等」という。）については、これらの規定にかかわらず、指定試験機関の定めるところにより、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受験申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の受験申込者は、指定試験機関が定めるところにより、次に掲げる事項を電子計算機に入力して、受験の申込み等を行しなければならない。

- 一 指定試験機関が指定する様式に記録すべき事項
  - 二 当該受験の申込み等を行うときに添付すべきこととされている書類に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）
- 3 第一項の規定により行われた受験の申込み等については、第二条第四項及び第二条の二第四項並びに前条第四項の規定による受験の申込み等が行われたものとみなす。
- 4 第一項の規定により行われた受験の申込み等は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

（合格公告及び通知）

第四条 知事又は指定試験機関は、二級試験又は木造試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 知事又は指定試験機関は、二級学科又は木造学科について合格した者にその旨を通知する。

（受験者の不正行為に対する措置に関する報告書）

第五条 指定試験機関は、法第十三条の二第二項の規定により同条第一項に規定する知事の権限を行つたときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

（指定の申請）

第六条 法第十五条の六第二項に規定する指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 指定試験機関が指定する様式に記録すべき事項
  - 二 当該受験の申込み等を行うときに添付すべきこととされている書類に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）
- 3 第一項の規定により行われた受験の申込み等については、第二条第四項及び第二条の二第四項並びに前条第四項の規定による受験の申込み等が行われたものとみなす。
- 4 第一項の規定により行われた受験の申込み等は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

（合格公告及び通知）

第四条 知事又は指定試験機関は、二級試験又は木造試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 知事又は指定試験機関は、二級学科又は木造学科について合格した者にその旨を通知する。

（受験者の不正行為に対する措置に関する報告書）

第五条 指定試験機関は、法第十三条の二第二項の規定により同条第一項に規定する知事の権限を行つたときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

（指定の申請）

第六条 法第十五条の六第二項に規定する指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 九 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条の三第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- 十一 申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第六条の二 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第六条の三 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 九 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条の三第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- 十一 申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第六条の二 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第六条の三 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第六条の四 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十五条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験委員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

(試験事務規程の認可の申請等)

第六条の五 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第六条の六 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第六条の四 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十五条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験委員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

(試験事務規程の認可の申請等)

第六条の五 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第六条の六 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第六条の七 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験申請者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数
- 六 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第三条第四項に規定する二級建築士試験受験申込書又は木造建築士試験受験申込書並びに同条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出は、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第六条の七 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験申請者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数
- 六 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出は、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されている場合には、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

(新設)

(新設)

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第六条の八 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(公示)

第六条の九 法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県報で告示することによつて行う。

### 第三章 免許

(免許の申請)

第七条 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士又は木造建築士免許申請書（別記第二号様式）に次の各号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第四項の規定により当該書類を指定試験機関に提出した場合で、当該書類に記載された内容と別記第二号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載した住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- 二 知事又は指定試験機関が交付した二級試験又は木造試験に合格したことを証する書類
- 三 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
  - イ 法第四条第四項第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
  - ロ 法第四条第四項第二号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書、建築実務経歴書（別記第一号様式）及び建築実務経歴証明書（別記第一号様式の二）

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第六条の八 指定試験機関は、法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(公示)

第六条の九 法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県報で告示することによつて行う。

### 第三章 免許

(免許の申請)

第七条 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士又は木造建築士免許申請書（別記第二号様式）に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載した住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- ハ 法第四条第四項第三号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類  
ニ 法第四条第四項第四号に該当する者にあつては、建築実務経歴書（別記第一号様式）及び建築実務経歴証明書（別記第一号様式の二）

- 2 前項の二級建築士又は木造建築士免許申請書には、申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。以下「免許証用写真」という。）を貼り付けなければならない。
- 3 外国の建築士免許を受けた者が、法第四条第五項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとするときは、当該外国の建築士免許証の写しを第一項の書類に添えて、知事に提出しなければならない。

## 第八条 削除

（登録）

第九条 知事は、第七条による申請があつた場合においては、申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、遅滞なく法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者に二級建築士免許証（別記第三号様式）又は木造建築士免許証（別記第三号様式の二）を交付する。

- 2 知事は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由書を付けて、免許申請書を申請者に返却する。

（登録事項）

第十条 名簿には、次の事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日及び性別
- 三 二級試験又は木造試験の合格の年月日及び合格番号
- 四 法第十条第一項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分を受けた者であるときは、その処分事項及び処分を受けた年月日
- 五 法第二十二條の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

- 2 前項の二級建築士又は木造建築士免許申請書には、申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。以下「免許証用写真」という。）を貼り付けなければならない。
- 3 外国の建築士免許を受けた者が、法第四条第三項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとするときは、当該外国の建築士免許証の写しを第一項の書類に添えて、知事に提出しなければならない。

## 第八条 削除

（登録）

第九条 知事は、第七条による申請があつた場合においては、申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、遅滞なく法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、かつ、申請者に二級建築士免許証（別記第三号様式）又は木造建築士免許証（別記第三号様式の二）を交付する。

- 2 知事は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由書を付けて、免許申請書を申請者に返却する。

（登録事項）

第十条 名簿には、次の事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日及び性別
- 三 二級試験又は木造試験の合格の年月日及び合格番号
- 四 法第十条第一項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分を受けた者であるときは、その処分事項及び処分を受けた年月日
- 五 法第二十二條の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第十一条 二級建築士又は木造建築士は、前条第二号の登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に二級建築士又は木造建築士登録事項変更届(別記第四号様式)に戸籍の謄本又は抄本その他参考となる事項を記載した書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出に基づき名簿を訂正する。

(書換え交付の申請)

第十一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、二級建築士又は木造建築士は、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に免許証用写真を貼り付けた二級建築士又は木造建築士登録事項変更届兼免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記第四号様式の二)に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本その他参考となる事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出に基づき名簿を訂正し、かつ、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする場合は、免許証用写真を貼り付けた二級建築士又は木造建築士免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記第四号様式の三)に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請に基づき免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(再交付の申請)

第十二条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失った場合においては、遅滞なく免許証用写真をはり付けた二級建築士又は木造建築士免許証(免許証明書)再交付申請書(別記第五号様式)にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて免許証の再交付を申請した後失つた免許証又は免許証

六 法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第十一条 二級建築士又は木造建築士は、前条第二号の登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に二級建築士又は木造建築士登録事項変更届(別記第四号様式)に戸籍の謄本又は抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出に基づき名簿を訂正する。

(書換え交付の申請)

第十一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、二級建築士又は木造建築士は、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に免許証用写真を貼り付けた二級建築士又は木造建築士登録事項変更届兼免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記第四号様式の二)に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出に基づき名簿を訂正し、かつ、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする場合は、免許証用写真を貼り付けた二級建築士又は木造建築士免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記第四号様式の三)に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請に基づき免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(再交付の申請)

第十二条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失った場合においては、遅滞なく免許証用写真をはり付けた二級建築士又は木造建築士免許証(免許証明書)再交付申請書(別記第五号様式)にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて免許証の再交付を申請した後失つた免許証又は免許証

明書を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納等)

第十三条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合は、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合は、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請しようとする場合は、二級建築士又は木造建築士免許取消申請書（別記第六号様式）に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が、法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、直ちに免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第十四条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第四項の届出があつた場合は、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記入する。

2 知事は、前項の規定によつて登録を抹消した名簿を、抹消した日から五年間保存する。

(住所等の届出の様式)

第十五条 法第五条の二の規定による届出は、二級建築士又は木造建築士住所等の届出（別記第七号様式）によらなければならない。

明書を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納等)

第十三条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合は、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合は、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請しようとする場合は、二級建築士又は木造建築士免許取消申請書（別記第六号様式）に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が、法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、直ちに免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第十四条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第四項の届出があつた場合は、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記入する。

2 知事は、前項の規定によつて登録を抹消した名簿を、抹消した日から五年間保存する。

(住所等の届出の様式)

第十五条 法第五条の二の規定による届出は、二級建築士又は木造建築士住所等の届出（別記第七号様式）によらなければならない。

(免許証等の領置)

第十六条 知事は、法第十条第一項の規定によつて二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、直ちに当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(名簿の閲覧)

第十六条の二 名簿の閲覧は、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において行う。ただし、法第十条の二十第二項の規定により知事が指定した者（以下「指定登録機関」という。）がその事務を行う場合にあつては、この限りでない。

- 2 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入しなければならない。
- 3 閲覧者は、閲覧の方法等について係員の指示に従わなければならない。

(指定の申請)

第十六条の三 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
  - 二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
  - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類

(免許証等の領置)

第十六条 知事は、法第十条第一項の規定によつて二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、直ちに当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(名簿の閲覧)

第十六条の二 名簿の閲覧は、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において行う。ただし、法第十条の二十第二項の規定により知事が指定した者（以下「指定登録機関」という。）がその事務を行う場合にあつては、この限りでない。

- 2 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入しなければならない。
- 3 閲覧者は、閲覧の方法等について係員の指示に従わなければならない。

(指定の申請)

第十六条の三 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
  - 二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
  - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類

- 七 法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 申請者が法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十六条の四 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第十六条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第十六条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 七 法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 申請者が法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十六条の四 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第十六条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項の規定において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第十六条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第十六条の七 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 変更しようとする事項
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十六条の八 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
  - 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。
  - 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出は、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

(不正登録者の報告)

第十六条の九 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第十六条の七 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 変更しようとする事項
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十六条の八 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
  - 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。
  - 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出は、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

(不正登録者の報告)

第十六条の九 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

## 二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可)

第十六条の十 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第十六条の十一 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五条の二若しくは第八条の二又は第十三条第四項の規定による届出当該届出に係る事項
- 二 省令第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書の送付省令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項
- 三 第六条の七第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- 一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(免許の取消し等の処分の通知)

第十六条の十二 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合に

## 二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可)

第十六条の十 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第十六条の十一 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五条の二若しくは第八条の二又は第十三条第四項の規定による届出当該届出に係る事項
- 二 省令第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書の送付省令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項
- 三 第六条の七第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(新設)

(免許の取消し等の処分の通知)

第十六条の十二 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合に

において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次の各号に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

(公示)

第十六条の十三 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県報で告示することによつて行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第十六条の十四 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第七条第一項及び第三項、第九条、第十一条から第十二条まで、第十三条第五項並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第九条第一項中「二級建築士免許証(別記第三号様式)又は木造建築士免許証(別記第三号様式の二)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第十一条の二第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第三項中「法第五条第三項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第三項」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、「免許証を」とあるのは「免許証明書を」と、同条第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第十二条第二項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」とする。

#### 第四章 建築士事務所

(建築士事務所に係る登録の通知)

第十七条 法第二十三条の三第二項の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)に係る登録の通知は、登録申請書の副本に証印(別記第八号様式)を押印して行う。

において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次の各号に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

(公示)

第十六条の十三 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県報で告示することによつて行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第十六条の十四 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第七条第一項及び第三項、第九条、第十一条から第十二条まで、第十三条第五項並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第九条第一項中「二級建築士免許証(別記第三号様式)又は木造建築士免許証(別記第三号様式の二)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第十一条の二第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第三項中「法第五条第三項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第三項」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、「免許証を」とあるのは「免許証明書を」と、同条第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第十二条第二項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」とする。

#### 第四章 建築士事務所

(建築士事務所に係る登録の通知)

第十七条 法第二十三条の三第二項の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)に係る登録の通知は、登録申請書の副本に証印(別記第八号様式)を押印して行う。

(建築士事務所に係る登録の拒否の通知)

第十八条 法第二十三条の四第三項の規定による建築士事務所に係る登録の拒否の通知は、登録できない旨の通知書（別記第九号様式）により行う。

(建築士事務所に係る登録事項の変更の届出)

第十九条 法第二十三条の五第一項に規定する建築士事務所の開設者（以下「開設者」という。）は、同項又は同条第二項の規定により当該建築士事務所について登録事項の変更の届出をしようとするときは、建築士事務所登録事項変更届（別記第十号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 第十七条に規定する証印を押印した登録申請書の副本（以下「登録通知書」という。）の写し（過去において変更の届出を行つている開設者にあつては、直近の変更に係る法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていることを証する書類）
- 二 開設者が法人である場合において、その代表者について変更があつたとき（当該代表者が管理建築士を兼ねているときを除く。）にあつては、その者の略歴を記載した書類
- 三 開設者が法人である場合において、その役員について変更があつたときにあつては、法第二十三条の四第一項第八号及び第二項第三号に関する開設者の誓約書
- 四 管理建築士について変更があつた場合（当該管理建築士の氏名の変更による場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類
  - イ 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨を記載した書類
  - ロ 管理建築士の略歴を記載した書類
  - ハ 法第二十三条の四第一項第十号に関する開設者の誓約書
  - ニ 管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習の修了証の写し

(建築士事務所に係る廃業等の届出)

第二十条 法第二十三条の七の規定により建築士事務所に係る業務の廃止等の届出をしようとする者は、建築士事務所廃業等届（別記第十一号様式）に登録通知書を添えて知事に提出しなければならない。

(建築士事務所に係る登録の拒否の通知)

第十八条 法第二十三条の四第三項の規定による建築士事務所に係る登録の拒否の通知は、登録できない旨の通知書（別記第九号様式）により行う。

(建築士事務所に係る登録事項の変更の届出)

第十九条 法第二十三条の五第一項に規定する建築士事務所の開設者（以下「開設者」という。）は、同項又は同条第二項の規定により当該建築士事務所について登録事項の変更の届出をしようとするときは、建築士事務所登録事項変更届（別記第十号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 第十七条に規定する証印を押印した登録申請書の副本（以下「登録通知書」という。）の写し（過去において変更の届出を行つている開設者にあつては、直近の変更に係る法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていることを証する書類）
- 二 開設者が法人である場合において、その代表者について変更があつたとき（当該代表者が管理建築士を兼ねているときを除く。）にあつては、その者の略歴を記載した書類
- 三 開設者が法人である場合において、その役員について変更があつたときにあつては、法第二十三条の四第一項第八号及び第二項第三号に関する開設者の誓約書
- 四 管理建築士について変更があつた場合（当該管理建築士の氏名の変更による場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類
  - イ 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨を記載した書類
  - ロ 管理建築士の略歴を記載した書類
  - ハ 法第二十三条の四第一項第十号に関する開設者の誓約書
  - ニ 管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習の修了証の写し

(建築士事務所に係る廃業等の届出)

第二十条 法第二十三条の七の規定により建築士事務所に係る業務の廃止等の届出をしようとする者は、建築士事務所廃業等届（別記第十一号様式）に登録通知書を添えて知事に提出しなければならない。

(建築士事務所に係る登録の抹消の通知)

第二十一条 法第二十三条の八第二項において準用する法第二十三条の三第二項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消の通知は、建築士事務所登録抹消通知書(別記第十二号様式)により行う。

(建築士事務所に係る書類の閲覧)

第二十二条 法第二十三条の九各号に掲げる書類(法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定した者(以下「指定事務所登録機関」という。))が同項に規定する事務所登録等事務(以下「事務所登録等事務」という。)を行う場合にあっては、法第二十三条の九第二号に掲げる書類に限る。以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において行う。

2 閲覧書類を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入しなければならない。

3 閲覧者は、閲覧の方法等について係員の指示に従わなければならない。

(登録通知書の返納)

第二十三条 開設者は法第二十六条第一項又は第二項の規定により、当該建築士事務所の登録を取り消されたときは、直ちに登録通知書を知事に返納しなければならない。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第二十四条 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第十九条、第二十条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定事務所登録機関」とする。

(建築士事務所に係る登録の抹消の通知)

第二十一条 法第二十三条の八第二項において準用する法第二十三条の三第二項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消の通知は、建築士事務所登録抹消通知書(別記第十二号様式)により行う。

(建築士事務所に係る書類の閲覧)

第二十二条 法第二十三条の九各号に掲げる書類(法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定した者(以下「指定事務所登録機関」という。))が同項に規定する事務所登録等事務(以下「事務所登録等事務」という。)を行う場合にあっては、法第二十三条の九第二号に掲げる書類に限る。以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において行う。

2 閲覧書類を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入しなければならない。

3 閲覧者は、閲覧の方法等について係員の指示に従わなければならない。

(登録通知書の返納)

第二十三条 開設者は法第二十六条第一項又は第二項の規定により、当該建築士事務所の登録を取り消されたときは、直ちに登録通知書を知事に返納しなければならない。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第二十四条 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第十九条、第二十条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定事務所登録機関」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する改正後の千葉県建築士法施行細則第二条第三項及び第二条の二第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行日前に二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する改正後の千葉県建築士法施行細則第七条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。